

ダストコントロール業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月29日

令和3年1月12日改訂

令和3年11月12日改訂

令和4年12月7日改訂

一般社団法人日本ダストコントロール協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和4年9月8日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドラインに新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」（2020年10月23日）、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日）に留意のもと、一般社団法人日本ダストコントロール協会の会員が設置又は運営するダストコントロール製品全般の取扱所（工場、配送センター等）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、オミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策（換気の悪い密室空間の改善など）の充実などに努めるものとする。

施設管理者は「ダストコントロール製品に関する衛生管理要項」に照らし合わせつつ、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場では感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインはこれを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。なお、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意する（病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる）。

3. 従業員自らの健康管理・感染対策

【健康管理】

（1）体温測定

出勤前に各自体温を測定し、記録を付ける。普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

（2）発熱や咳等の症状がある場合

発熱や咳等の症状がある場合は管理者等に必ず報告し、出勤せず、レンタル、サービス活動や営業活動を行わない。

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳等、比較的軽い風邪の症状が続く場合は、受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等に相談のうえ医療機関を受診する。

（3）感染予防の徹底

- ① 顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、対面して長時間の会話を行う場合等は十分な対人距離を確保するように努め、真正面での立ち位置を避ける等工夫する。
- ② 常にマスクを適切に着用する（品質の確かな、できれば不織布）。ただし、人との距離を十分確保できる場合など、状況に応じてマスクを外すこともできる。また、レンタル品の回収時等、適宜手袋や目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を活用する。
- ③ レンタル品の集配作業終了時、集配途中休憩時等、定期的にアルコール擦式等、手指の消毒又は石鹸と流水による手洗いを遂行する。
- ④ ユニフォーム等はこまめに洗濯する。
- ⑤ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

- (4) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合等
新型コロナウイルス感染症と診断された場合などは自宅待機とする。
また、速やかに管理者等にその旨を報告する。
- (5) 健康管理の徹底
栄養をバランスよく摂取して睡眠時間を取り、免疫力を高めること。

4. 管理者等が行う感染対策

- (1) 従業員に対する感染防止策の啓発等
 - ① 従業員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している『人との接触を8割減らす10のポイント』や『新しい生活様式』の実践例を周知する等、取り組みを行う。
 - ② 時差出勤、自転車通勤の活用を図るとともに、公共交通機関を利用する際には、マスクの着用、咳エチケットの励行や公共交通機関の車内等、密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。また、可能な場合には、事務作業等を中心にテレワーク等の導入についても検討する。
(参考) 咳エチケット (mhlw.go.jp)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
 - ③ オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、大声を出さないよう施設内で掲示等を行うなど、啓発を行う。また、職場の室内等での会話においては、マスクを適切に着用し、長時間の対話を行う場合は、パーティションの設置又は対面を避けるなど工夫を行う。
 - ④ 感染者、医療関係者、海外からの帰国者やその家族、児童等の人権に配慮する。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることがないように従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
 - ⑥ 発熱等の新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合や濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合には、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
 - ⑦ 有症状者に対する検査については、職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能である。
 - ⑧ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

- ⑨ 体制が整う場合は、体調の悪い従業員に対し、抗原簡易キットを活用した検査を実施する。寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境を可能な限り避ける。

※ 抗原簡易キットの購入にあたっては、下記 URL を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

(令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第3版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ⑩ 取引先企業にも、同様の取り組みを促すことが望ましい。
- ⑪ 「3. 従業員自らの健康管理・感染対策」を実施することを従業員に求める。
- ⑫ 各地域の通知サービス、通知アプリ等の活用も推奨する。
- ⑬ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。

(2) 会議等の集まりについて

密閉、密集、密接を避けることを心がける。

大勢が集まる会議や集会については、対人距離を確保するなど、感染予防対策を図るとともに、ICT (Information and Communication Technology) を活用した会議システムの利用等を検討する。

5. 接客時の注意事項

(1) 家庭市場レンタル交換時の対応

- ① 自宅に上がらせていただいていたののお届け、交換は、十分な感染予防対策を実施のもとで行う。
- ② 用件は可能な限り、電話又はインターフォンにて承る。
- ③ 商品のお届けと使用済みの商品返却は、顧客の指定場所(ドアノブ、ポスト、メーターボックス等)を活用する等、接触機会が低減されるよう工夫する。
- ④ 受領印サインが必要なときは、ペンを適時消毒する等、工夫し感染予防を行う。
- ⑤ 会計処理では、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金の受渡しが発生する場合は、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。

(2) 事業所レンタル交換時の対応

- ① 顧客先での応対時には、マスクを適切に着用し、対面して長時間の会話を行う場合等は十分な対人距離を確保するように努める。
- ② レンタル品などの交換や補充を行う際には、短時間作業に努め、不必要な場所に触れないように注意する。
- ③ 受領印サインが必要なときは、ペンを適時消毒する等、工夫し感染予防を行う。
- ④ 会計処理では、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金の受渡しが発生する場合は、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。

6. 工場、配送センター等の施設、設備等に関する事項

- (1) 基本的な衛生管理については、「ダストコントロール製品に関する衛生管理要項」に準じて行う。
- (2) 配達時の車内及び集配作業の際は、洗濯加工済み商品と回収した商品が接触しないよう配慮する。また、同乗する場合は、車内でも正しいマスク着用の上、会話を控え、換気の徹底等に留意する。
- (3) 施設の換気については、オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（一人当たり 30 m³/h 以上の換気量を確保）を実施する。機械換気による常時換気を行う場合は、定期的な機械装置の確認やフィルタ清掃等を実施する。機械換気により換気量の目安が確保できない場合は、できるだけ2方向の窓を開放するなど換気を行う。

また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。なお、CO₂測定装置を設置する場合は、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。（HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。）さらに、乾燥する場面では加湿器の利用（湿度40%以上）を検討する。

（参考）感染拡大防止のための効果的な換気について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisuin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

(4) 施設の定期的な清掃、高頻度接触部位（ドアノブ・スイッチ周り、手すり、共有テーブル・イス、パソコンキーボード、タブレット、タッチパネル、水道蛇口、電話、ゴミ箱、集配車のハンドル等）の適度な頻度での消毒を実施する。

(5) 交差汚染防止

洗濯加工前の商品と洗濯加工後の商品を取扱う際の動線が交差しないよう留意するとともに、特に洗濯加工前の商品を扱った後に洗濯加工後の商品を扱う場合には手指の消毒や石鹼と流水による手洗いを徹底する。

(6) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

(7) トイレ

- ① 便器内は、通常の清掃が良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ 使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示する。
- ④ タオルの共同利用は禁止する。

(8) 従業員の休憩室

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をする場合には、パーティション等を設置するなど、飛沫感染対策を実施する。
- ② 人と人が触れ合わない対人距離を確保する。
- ③ 休憩室の換気について、オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（一人当たり 30 m³/h 以上の換気量を確保）を実施する。機械換気による常時換気を行う場合は、定期的な機械装置の確認やフィルタ清掃等を実施する。機械換気により換気量の目安が確保できない場合は、できるだけ2方向の窓を開放するなどの換気を行う。

また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用を検討する。なお、CO₂測定装置を設置する場合は、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。（HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。）さらに、乾燥する場面では加湿器の利用（湿度40%以上）を検討する。

(参考) 感染拡大防止のための効果的な換気について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ④ 共有する物品（テーブル、イス等）は、定期的に清拭消毒する。
 - ⑤ 入退室前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。
- (9) ゴミの廃棄
- ① 鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のゴミに直接触れない。
 - ② ゴミ袋はしっかりしばって封をする。
 - ③ ゴミを捨てた後は、石鹼を使って流水で手をよく洗う。

7. 感染者が確認された場合

(1) 従業員の感染が確認された場合

- ① 保健所、医療機関の指示に従う。
- ② 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ③ 感染者の人権に配慮し、個人名は特定されないことがないように留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ④ 事務所で感染者が確認された場合の公表の有無や方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- ⑤ 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の者は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。

(2) 複数社が混在する建物内で、他社従業員の感染が確認された場合

保健所、医療機関並びに建物貸主の指示に従う。

(3) 感染者が確認された顧客先から集配する場合

感染が確認された顧客が使用したレンタル商品に関しては、顧客先で消毒を行ってからビニール袋等にて回収し、その後、管轄の工場等で衛生的に洗濯加工する。

以上

※ このガイドラインは、専門家より助言を受け、作成したものである。